

## 彦根商工会議所生命共済制度「見舞金・祝金制度」規約

### (目的)

第1条 本規約は、彦根商工会議所(以下、「当所」という。)が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する、当所生命共済制度(以下、「生命共済」という。)のうち、当所が独自に給付を行う見舞金・祝金制度(以下、「本制度」という。)の給付内容ならびに給付に関する手続き等を定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 本制度の対象者は、生命共済に加入する当所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員(以下、「対象者」という。)とする。

ただし、対象者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるときは、対象者から除外する。

この規約で「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

### (運営費)

第3条 本制度に係る運営費は、生命共済の掛金の一部を充当する。

### (責任開始日)

第4条 本制度の責任開始日は、生命共済のうち、定期保険(団体型)の責任開始日と同一とする。

### (保障期間)

第5条 本制度の保障期間は、定期保険(団体型)の保険期間と同一とする。

### (失効)

第6条 定期保険(団体型)が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

### (給付内容)

第7条 本制度の給付内容は「別表1」に定めるとおりとする。

### (請求手続き)

第8条 対象者が本制度の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、「別表2」に定める書類を当所へ提出し請求を行うものとする。

### (その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、本制度の支払の有無の判断は、生命保険約款に準拠するものとし、本規約に定めない事項の運用等については、当所専務理事が別に定める。

### (附則)

本規約は、平成23年8月1日から施行する。

この規約は、平成30年6月13日改正し、平成30年8月1日から適用する。

**別表 1****見舞金の給付内容****■ 事故による通院見舞金(交通事故・交通事故以外の不慮の事故)**

対象者が本制度の保障期間中に、交通事故または、交通事故以外の不慮の事故を直接の原因として5日以上通院治療(事故発生日から180日以内の通院)したときに、次の事故通院見舞金を支払います。

但し、1年間(8月1日～7月31日)に1回の支払いを限度とします。

また、同一の交通事故、交通事故以外の不慮の事故による通院で、主契約更新日(毎年8月1日)を越えて継続した場合、通院見舞金は1回に限り支給します。

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした事故通院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

**・ 交通事故**

	5口	4口	3口	2口	1口
5日以上	30,000円	25,000円	20,000円	15,000円	10,000円

**・ 交通事故以外の不慮の事故**

	5口	4口	3口	2口	1口
5日以上	25,000円	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円

**《事故通院見舞金を支払わない場合》**

対象者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は事故通院見舞金を支払いません。

- (1) 通院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 通院5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき

**■ 病気入院見舞金**

対象者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として5日以上継続入院したときに、次の病気入院見舞金を支払います。但し、1年間(8月1日～7月31日)に1回の支払いを限度とします。

また、同一の病気による入院で、主契約更新日(毎年8月1日)を越えて継続した場合、病気による入院見舞金は1回に限り支給します。

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

	5口	4口	3口	2口	1口
5日以上	25,000円	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円

**《病気入院見舞金を支払わない場合》**

対象者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 入院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 継続入院の5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院

## 祝金の給付内容

### ■ 結婚祝金(加入年数1年以上) . . . 一律 10,000 円

対象者が本制度の保障期間中に結婚したとき、次の結婚祝金を支払います。

なお、結婚祝金請求事由の発生日は入籍日とする。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに結婚祝金を支払います。

《結婚祝金を支払わない場合》

対象者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは結婚祝金を支払いません。

- (1) 結婚した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 結婚した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

### ■ 出産祝金(加入年数1年以上) . . . 一律 10,000 円

対象者（もしくはその配偶者）が本制度の保障期間中に出産したとき、次の出産祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに出産祝金を支払います。

多子出産の場合は、人数分の出産祝金を支払います。

《出産祝金を支払わない場合》

対象者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは出産祝金を支払いません。

- (1) 出産した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

### ■ 成人祝金(加入年数1年以上) . . . 一律 10,000 円

対象者が本制度の保障期間中に成人したとき、次の成人祝金を支払います。

《成人祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは成人祝金を支払いません。

- (1) 成人した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 成人した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

## 別表 2

### 請求手続について

対象者が下記見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、当所備え付けの「見舞金請求書」**様式 1**、「祝金請求書」**様式 2**を当所へ提出し請求を行ってください。  
なお、請求時には、下記のとおりそれぞれの事由の必要書類のいずれかを添付してください。

#### ■ 事故(交通事故・交通事故以外の不慮の事故)による通院見舞金の請求手続の添付書類

◎通院の開始日及び終了日(通院日数)が証明できる診断書、通院証明書、領収書等のいずれかの原本又はその写し

#### ■ 病気入院見舞金の請求手続の添付書類

◎入院の開始日及び終了日(入院日数)が証明できる診断書、入院証明書、領収書等のいずれかの原本又はその写し

#### ■ 結婚祝金の請求手続の添付書類

◎婚姻日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、結婚受理証明書等のいずれかの原本又はその写し

#### ■ 出産祝金の請求手続の添付書類

◎母子健康手帳・出生届受理証明書・出生届出後の同居家族全員の住民票あるいは戸籍謄本等のいずれかの原本又はその写し

#### ■ 成人祝金の請求手続の添付書類

◎生年月日が証明できる住民票、運転免許証、健康保険証、パスポート、身分証明書等のいずれかの原本又はその写し

※入院証明書、診断書等の文書料は加入事業所負担となります。

※当所は病気入院見舞金・災害通院見舞金の請求手続に際し、請求の内容について医療機関等に照会することがあります。

※当所は各見舞金・祝金の請求手続に際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。